

気象等警報発表時の規定

群馬県立前橋工業高等学校（定時制）

1 自宅待機

13時の時点で、警戒レベル4以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が前橋地域または居住地域、通学経路上のいずれかに発表されている場合は、自宅待機とする。

2 臨時休校

15時の時点で、1の警報が警戒レベル3以下または解除にならない場合は、臨時休校とする。

3 警報の解除

15時の時点で、1の警報が警戒レベル3以下または解除になった場合は、通常授業を行う。

4 登校後

登校後に前橋地域に警戒レベル4以上の警報、または暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報・特別警報が発表されたときは、下校時間を変更するなど適切な措置を講じる。

※ 登校に際しては、気象情報や地域の状況等を確認し、家族と相談して、安全を確認した上で登校する。

○ 待機等の判断基準

警 戒 レ ベ ル (河川氾濫・大雨・土砂災害)	レベル5（特別警報）
	レベル4（危険警報）
気 象 情 報 (大雪・暴風・暴風雪)	特 別 警 報
	警 報